

高等教育の修学支援制度

令和4年度

入学料・授業料免除の申請手続きについて

< 目 次 >

- 1. 高等教育の修学支援制度について……………P3
- 2. 新制度による入学料・授業料免除の申請資格等について……………P4
- 3. 申請書類の提出について……………P5
- 4. 免除申請以外の注意事項について……………P6

Ⅰ. 高等教育の修学支援制度について

高等教育の修学支援制度（以下、新制度という）は、住民税非課税世帯及びそれに準じる世帯の学部生（留学生を除く）に対して、日本学生支援機構（以下、JASSO という）が実施する給付奨学金の支給と、その支援区分に従って本学の入学料・授業料を免除する制度です。

JASSO の給付奨学生に採用された日本人学部生は、給付奨学金の支援区分（第Ⅰ～第Ⅲ区分）に従い、入学料・授業料について、全額、2/3の額、1/3の額が免除されます。

なお、令和元年度以前入学者で、新制度の申請要件を満たさない場合は、経過措置として本学が独自で実施している授業料免除制度への申請が可能です。

◎新制度による支援額

支援区分	入学料免除額	授業料免除額 (半期分)	JASSO 給付奨学金 (月額)
第Ⅰ区分 (全額免除)	282,000 円	267,900 円	自宅通学 29,200 円 自宅外通学 66,700 円 (月額 33,300 円)*
第Ⅱ区分 (2/3 減免)	188,000 円	178,600 円	自宅通学 19,500 円 自宅外通学 44,500 円 (月額 22,200 円)*
第Ⅲ区分 (1/3 減免)	94,000 円	89,300 円	自宅通学 9,800 円 自宅外通学 22,300 円 (月額 11,100 円)*

※生活保護を受けている生計維持者と同居している方及び児童養護施設等から通学する方の JASSO 給付奨学金の支給額は、上表のカッコ内の金額となります。

2. 新制度による入学料・授業料免除の申請資格等について

(1) 入学料・授業料免除の対象者

次のいずれかに該当する者。

- ア. JASSO 給付奨学金を受給している者
- イ. JASSO 給付奨学金に申請予定である者
- ウ. 令和4年度入学者で高校等在学時に JASSO 給付奨学金に申請し、「給付奨学生採用候補者決定通知」または「給付奨学生採用候補者選考結果通知（不採用通知）」を交付された者

なお、入学料免除の対象は令和4年度入学者のみ。

(2) 新制度の認定要件（学力基準及び家計基準）

入学料・授業料免除における対象者の認定要件は、JASSO が実施する給付奨学金の申請に求められる要件と同一で、本学の入学料・授業料免除を申請する者は JASSO が定める学力基準及び家計基準を満たす必要があります。

JASSO 給付奨学金の申請資格等の詳細は、JASSO ホームページをご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/shikaku/zaigaku.html>



3. 申請書類の提出について

(1) 提出書類

[JASSO 給付奨学金に申請予定である者(※過去に不採用となった者を含む)または令和4年度入学者(※前期申請時のみ)]

①「高等教育の修学支援制度による授業料等減免の認定に関する申請書(A様式1)」

②学修計画書

学修計画書の提出が必要な学生へは、個別にお知らせしますので、書類を受領の上、提出ください。(JASSO 給付奨学金申請予定者で、進学前の評定平均値が3.5未満の者、入試成績が所属する類の上位1/2の範囲に属さない者又は高等学校卒業程度認定試験の合格者のみ)

なお、該当者から学修計画書の提出がない場合は、学力不適と見なされ、JASSO 給付奨学金も本学の入学料・授業料免除も受けられないので注意してください。

③編入学・転入学者の成績証明依頼書 ※編入学生のみ

編入学前の学校へ作成を依頼してください。

[JASSO 給付奨学金受給中の者]

①「高等教育の修学支援制度による授業料等減免の認定の継続に関する申請書

(A様式2)」

◎ 令和元年度以前入学者のうち、本学が独自に実施する授業料免除の経過措置を申請する場合は、上記の書類と併せて「令和4年度授業料免除等申請書」及び各種証明書等の提出が必要となります。

(2) 提出場所

所属	提出先	連絡先	メールアドレス
工学部	学生係	093-884-3053 or 3054	koh-gakusei@jimu.kyutech.ac.jp
情報工学部	学生係	0948-29-7524	jho-gakusei@jimu.kyutech.ac.jp

※ やむを得ない事情により、申請期間中に申請に必要な書類一式を揃えられない場合、事前にその旨を申請書類の提出先の担当係へ連絡し、指示を受けること。

提出期間を過ぎた後は、申請書類の受付は行いません。

(3) その他の注意事項

1. 必要な証明書等に不備・不足があった場合は、授業料免除申請が受理できませんので、余裕をもって提出してください。

2. 免除申請を行った者は、選考結果が通知されるまでの間、申請した入学料・授業料の納付が猶予されますので、選考結果が通知されるまで納付しないでください。
3. 選考結果の通知後、提出書類に虚偽の申告があったと認められる場合は、決定を取消すことがあります。

(4) 選考結果の通知

日本学生支援機構給付奨学生以外	(前期) 令和4年6月下旬頃 (後期) 令和4年12月下旬頃
日本学生支援機構給付奨学生	(前期) 令和4年6月下旬頃 (後期) 令和4年10月上旬頃

入学料・授業料免除の選考結果は、九工大メールアドレス宛にメールにて通知します。

なお、入学料については、選考の結果、不許可もしくは一部免除となった場合は、納付額を記載した納付書をレターパックで保証人宛てに発送しますので、速やか（通知を受けた日から14日以内）に納付してください。（所定の期限内に入学料・授業料を納付しなければ除籍となりますので、十分注意してください。）

また、授業料については、指定する期日に登録口座から引き落としを行います。

4. 免除申請以外の注意事項について

(1) 適格認定について

JASSO 給付奨学金の受給者は、年に二回、給付奨学生としての基準を満たしているか確認（以後「適格認定」と言います。）をします。9月はJASSOが家計状況について、3月には大学が成績状況について、適格認定を行い、この結果によって次学期の授業料の免除額が決定します。よって、前期の免除結果がそのまま後期に適用されるとは限りません。

なお、年度末の学業成績による適格認定において、学業不振のため基準を満たさない場合は、「廃止」や「警告」と認定され、「廃止」となった場合には、次年度以降の授業料免除及び給付奨学金が受けられなくなり、さらに廃止からの復活や再申請もできませんので、廃止になることがないように一層勉学に励むよう心掛けてください。

(2) 個人情報の取扱いについて

入学料・授業料に係る免除申請書及び提出書類により取得した情報は、各種選考のために利用するもので、その他の目的には利用しません。

◆後期の授業料免除申請について

詳細は、後日お知らせしますが、後期も継続して授業料免除を希望する場合、後期授業料免除の申請受付期間に改めて授業料免除の申請手続きが必要になります。本学HP等を定期的に確認してください。